

## 第58回 放送番組審議会議事録

- 1 開催年月日 2022年(令和 4年) 9月28日
- 2 開催場所 〒243-0111 神奈川県愛甲郡清川村宮ヶ瀬940番地の25  
宮ヶ瀬レイクサイドエフエム放送機構株式会社 本社
- 3 委員出席 委員総数 5名 出席委員数 3名

## 4 議事(審議内容)

## 第1議案 注意喚起の放送について

委員より、熱中症により子供がシブスの中で死亡する事故(事件)があったが、注意喚起の放送について、放送する判断基準は、あるのでしょうか。

ご存じのとおり、防災目的の放送局でなく、地域振興を目的とした放送局ですが、「暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送(放送法第108条)を行うことはできます。

風水害や地震等の場合は、気象庁からの情報をもとに、特別警報や緊急安全確保、震度5弱以上など放送する判断基準がありますが、熱中症等、注意喚起に類する情報の放送する判断基準はありません。

しかし、清川村や気象庁、警察などから発表される注意喚起に類する放送は、発表や情報提供を受けた時点で、通常放送の時間帯に適宜、放送基準に基づき放送局長の判断で、放送を実施しています。

具体的には、

- ・ 火災予防、山火事予防、車両火災の各週間
- ・ 交通安全週間
- ・ ごみ減量・リサイクル推進週間
- ・ 道路防災週間
- ・ かけ崩れ防災週間 等々

があげられますが、節水や節電、今回の熱中症については、特に、局員が熱射病となったこともあり、熱中症の先にある熱射病等の注意喚起を含め、単に、発表物で終わらず、聴取者に「プラスアルファ」の情報を提供し、他人にも話したい内容としたいと考えています。(放送局長)

## 第2議案 「放送法第6条第5号の報告」について

前回の審議会開催以降、訂正放送等に関し、報告する事項はなく、また、放送番組に関して申し出のあった苦情その他の意見は、ありませんでした。

- 5 審議機関の答申または意見に対してとった措置の内容及びその年月日  
(答申又は意見の内容及びその年月日を併せて記載すること。)
- 6 審議機関の答申または意見の概要の公表  
公表年月日 令和 4年10月 7日
- 7 その他参考事項  
なし